

施設入所支援（利用定員30名のサービス費）

（1）介護給付費対象サービス利用料金

利用者の障害支援区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
サービス利用料金（1日あたり）	4,630円	3,920円	3,160円	2,390円	1,740円
加算項目					全障害支援区分共通
夜勤職員配置体制加算（1日あたり） ※夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合					600円
重度障害者支援加算（Ⅱ）（1日あたり） ※生活支援員のうち20%以上の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は+5,000円					3,600円
重度障害者支援加算（Ⅲ）（1日あたり） ※生活支援員のうち20%以上の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 ※個別支援を開始した日から180日以内は+4,000円					1,800円
入所時特別支援加算（入所から30日を限度として・1日あたり） ※新規利用者を受け入れた場合、入所から30日以内の期間について加算					300円
入院・外泊時加算（Ⅰ）（8日を限度として・1日あたり） ※利用者が、病院棟等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等					3,200円
入院・外泊時加算（Ⅱ）（上記（Ⅰ）に引き続いて82日を限度・1日あたり） ※入院において日常生活上の支援を行い、また外泊にあっては、家族等との連絡調整、交通手段の確保等を週1回以上行った場合					1,910円
入院時支援特別加算（90日を超える入院期間4日未満・訪問1回以上・1月あたり） ※利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合					5,610円
入院時支援特別加算（入院期間4日以上・訪問2回以上・1月あたり） ※利用者が入院した際、病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備等一定の支援を行った場合					11,220円
栄養マネジメント加算（1日あたり） ※常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行った場合					120円
通院支援加算（1月につき2回を限度として1回あたり） ※通院に係る支援を実施した場合					170円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） （1月あたりの報酬全体に対する割合を算定する） ※福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られている場合					13.8%

❖ 市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。

(2) 介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金額
食事の提供（施設入所支援ご利用の方 1日あたり）	1,500円
おやつ代（週4回 月、水、金、土の15時に提供されるもの 1回）	110円
水道光熱費（施設入所支援利用者のみ、1日あたり）	325円
特別な行事食	実費
日用生活品等購入費（個別的で共有できないもの）	実費
金銭管理費（施設入所支援ご利用の方、1月あたり）	1,500円
創作活動に係る材料代や行事・外出等に係る費用	実費

❖ 食事の提供に係る費用に関して、利用の変更や急なキャンセル等があった場合は、次のように定めます。

入院、外泊等で食事が不要の場合、前日15時までに申し出ていただければ、3食とも食べない場合の利用負担は求めません。当日の急なキャンセルは、ご負担いただくことがあります。

補足給付がありますので食事の提供に係る費用が軽減されます。